## 建設業法施行規則 一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和の概要図(R5.7.1 施行)

## 改正前

学歴	実務経験							
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年							
高等学校(指定学科)	卒業後 5年							
上記以外	10年							



	実務経験					
学歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年				
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年				
技師補	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年※				
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年※				
	10年					

※指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)及び電気通信工事業は除く

## 技術検定種目と対応する指定学科・建設業の業種

技術検定種目 同等とみなす指定学科	同竿レンがオセ字学科	実務経験の必要期間が短縮される建設業の種類																												
	土	建	大	左	٢	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舖	U	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
土木施工管理 造園施工管理	土木工学	•			0	0	0	0		•	0	•	0	•	0			0	0			0		•	0		0		0	0
建築施工管理	建築学		•	0	0	0	0	0		•	0	•	0			0	0	0	0	0	0	0		•		0	0	0	0	0
電気工事施工管理	電気工学								•												0		•					0		
管工事施工管理	機械工学									•		•	0		0	0					0	0			0	0	0	0	0	

<sup>※ ●</sup>は指定学科に対応する業種であるが、指定学科卒業者にあっては実務経験の必要期間が短縮され、技術検定合格者にあっては実務経験の必要期間が短縮されない。